

宇宙開発利用体制検討ワーキンググループの設置について(案)

1. 設置の目的

宇宙基本法附則第3条に規定する宇宙開発利用に関する機関の見直しに関する事項及び同法附則第4条に規定する行政組織の在り方等に関する検討に係る事項について専門的な調査検討を行うため、宇宙開発利用体制検討ワーキンググループを設置する。

2. 検討事項

宇宙開発利用体制検討ワーキンググループの検討事項は以下の通りとする。

- (1) 国民生活の向上に資する宇宙開発利用体制の在り方
- (2) 我が国産業の振興に資する宇宙開発利用体制の在り方
- (3) 人類社会の発展に資する宇宙開発利用体制の在り方
- (4) その他、宇宙基本法の理念等を実現するための宇宙開発利用体制の在り方

3. 構成員

ワーキンググループの構成員は、宇宙開発戦略専門調査会座長(以下「座長」という。)が委嘱(当該構成員が宇宙開発戦略専門調査会の委員の場合にあっては、座長が指名)する。また、ワーキンググループに主査を置く。主査は、当該ワーキンググループの構成員のうちから、座長が指名する。

4. 庶務

宇宙開発利用体制検討ワーキンググループの庶務は、内閣官房において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、主査が定める。

(参考)

宇宙開発利用体制検討ワーキンググループ 構成員 (案)

青 木 節 子	慶應義塾大学総合政策学部教授
國 井 秀 子	リコーソフトウェア株式会社取締役会長
佐 藤 勝 彦	東京大学大学院理学系研究科教授
田 中 明 彦	東京大学東洋文化研究所教授
田 中 俊 二	社団法人日本航空宇宙工業会常務理事
中須賀 真 一	東京大学大学院工学研究科教授
中 西 寛	京都大学大学院法学研究科教授
椋 田 哲 史	社団法人日本経済団体連合会常務理事

(五十音順、敬称略)